

## 【臨時 NEWS】

1. はじめに
2. 法人実効税率引き下げと繰越欠損金の控除制限に伴う税効果会計への影響
  - ①法人実効税率の引き下げ
  - ②欠損金の繰越控除制限
3. 買収検討時の留意点等

## ～改正法人税法及び復興財源確保法に伴う法人実効税率変更等に係る実務上の取扱いと留意点～

### 1. はじめに

東日本大震災の影響等により持ち越されていた平成 23 年度税制改正は、昨年 6 月の分離法で成立した事項以外の項目の内、主として法人税関連主要改正項目を盛り込んだ「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等(地方税法等)の一部を改正する法律」(以下「改正税法」という)が 2011 年 11 月 30 日に成立し、同時に成立した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下「復興財源確保法」という)とともに 2011 年 12 月 2 日に公布され、とりあえず一つの区切りがつけました。

改正税法に基づき、2012 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得金額に対する法人税率が現行の 30%から 25.5%に引き下げられる一方、復興財源確保法により、2012 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、各課税事業年度の基準法人税額(所得税額控除等を適用しないで計算した法人税額)に対し 10%相当額の復興特別法人税が課されることとなります。

これにより、**2012 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産・負債の計算に用いる法人実効税率は、法人税率の引き下げと課税期間が限定的な復興特別法人税の双方の影響を受けることとなります。**

また、例えば 3 月決算法人においては、**四半期会計期間中に税率の変更等が行われることとなるため、四半期財務諸表における税金費用の取扱いについても留意する必要があります。**

欠損金の繰越控除制度については、2008 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長される(中小法人等を含む)一方で、2012 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得金額に対する控除限度額が繰越控除前の所得金額の 80%相当額に制限される(中小法人等を除く)こととなります。

「DCo News Vol9.(January 2011)」にて平成 23 年度税制改正の概要と税効果会計適用上の留意点についてお伝えしましたが、M&Aにおける企業価値評価や企業結合に伴い認識されるのれんの額に影響を及ぼす重要改正事項について改めて解説致します。

株式会社デューデリジェンス(DCo)はGCAサヴィアグループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、[www.dcock.com](http://www.dcock.com)にて紹介しています。

法人実効税率引き下げに伴う税効果会計への影響

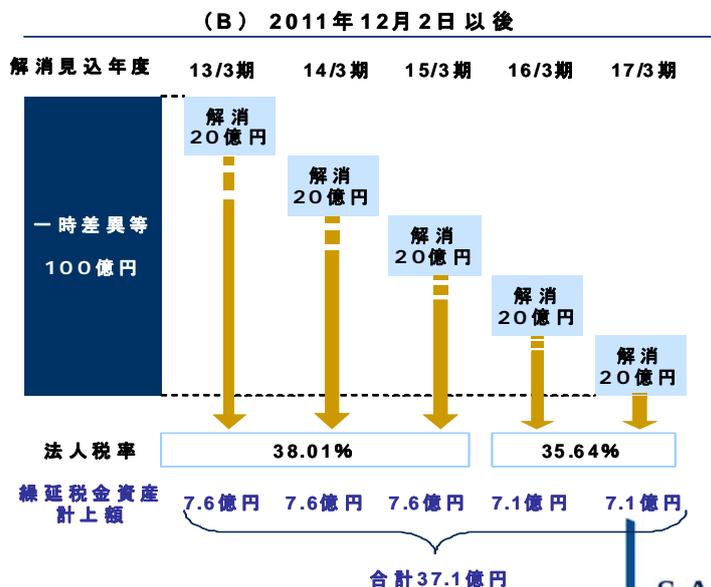
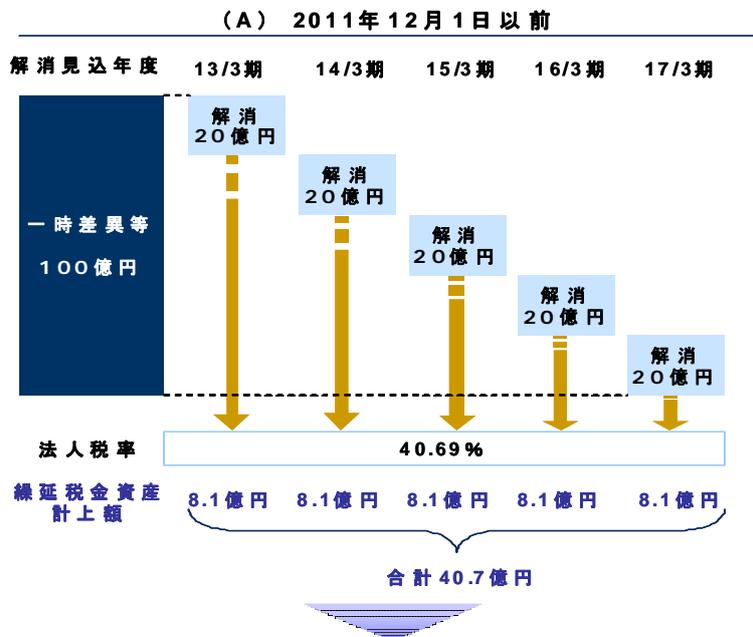
## 2. 法人実効税率引き下げと欠損金の繰越控除制限に伴う税効果会計への影響

### ①法人実効税率引き下げによる影響

繰延税金資産・負債の計算に適用される法人実効税率が下記のように変更となります。

平成24年4月1日から開始する事業年度年以降において解消が見込まれる一時差異など	38.01%
平成27年4月1日から開始する事業年度年以降において解消が見込まれる一時差異など	35.64%

【設例】 (A)と(B)の差額 3.6 億円は 12/3 期に取り崩し



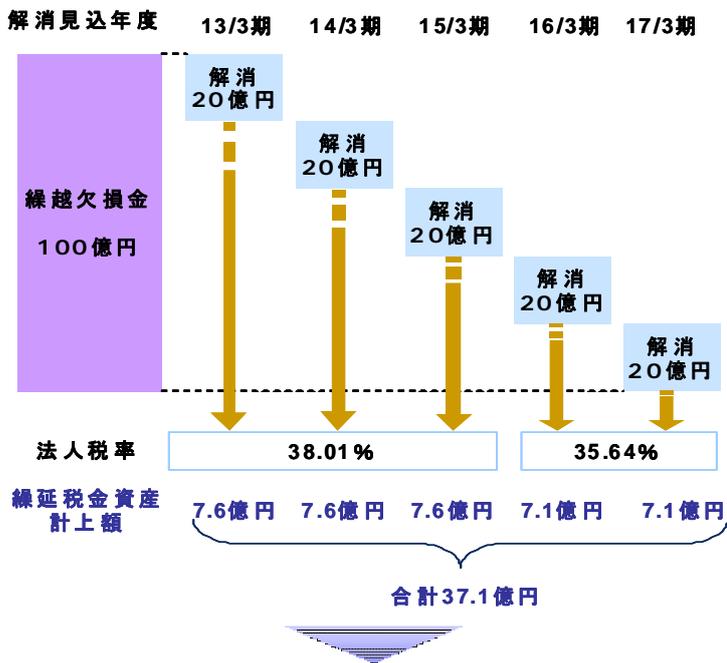
欠損金の繰越控除制限に伴う税効果会計への影響

②欠損金の繰越控除制限による影響

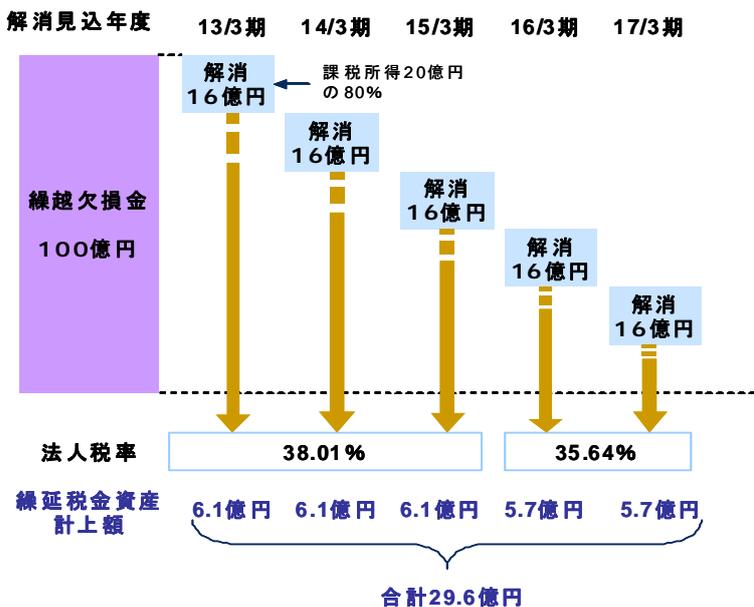
将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき繰延税金資産を計上している場合には、所得金額の80%相当額が控除限度額となるため、繰延税金資産の取り崩しを要する可能性が生じます。

【設例】 (A)と(B)の差額 7.5 億円は 12/3 期に取り崩し

(A) 2011年12月1日以前



(B) 2011年12月2日以後



---

**買収検討時の留意  
点等**

---

**3. 買収検討時の留意点等**

このように、買収対象会社の分析においては、2012年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人実効税率の引き下げ(及び復興法人特別税)と欠損金の繰越控除制限等の適用による影響について留意する必要があります。

- －法人実効税率引き下げによる将来キャッシュフローの増加可能性
- －欠損金繰越控除制限適用による将来キャッシュフローの減少可能性
- －欠損金繰越期間延長による将来キャッシュフローの増加可能性
- －繰延税金資産の取崩しによる買収受入株主資本の減額可能性  
(企業結合時ののれん計上額が現在想定額より大きくなる可能性)

また、買収対象会社が中小法人等であったとしても、買収の結果、期末資本金5億円以上の大法人により完全支配されることとなる場合には、欠損金の繰越控除制限の適用を受けることとなることに留意する必要があります。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

小林 正紀	ディレクター	03(6212)1856	mkobayashi@dcokk.com
伊藤 晋	アソシエイト	03(6212)1892	sito@dcokk.com